○５番（福永　啓君）　５番、福永です。

まず、一般質問に先立ちまして、新たに町長に就任された藤木正幸新町長に対して心よりお祝いを申し上げます。私ども議員と町長は、共に町民からの付託を受けその職にありますが、役割と立場が違います。しかし、その目的は同じです。町民皆様の幸せのためよりよい御船町を作り出し、それを町の未来を担う子どもたちに伝えていくため、互いに課せられた責務に全力を尽くしてまいりましょう。

さて、私が最初の一般質問でお聞きしたいのは、町民の皆様の意見や要望、それを町の政策立案に反映させる制度設計についてです。今回御船町には積み残された課題や新たな問題が山積していると言っても過言ではなく、その中には喫緊の課題も多数存在すると思います。また、今年度は地方創生における地方版地域総合戦略策定の期限でもあります。このように町は常に多くの課題、問題に対する迅速な施策立案が迫られているという現状にありますが、迅速な施策立案が迫られているとはいえ、策定に当たっては町民皆様の思いを反映させなければならないことは言うまでもありません。日本国中、ほとんどの選挙

で首長候補者や議員候補者の方々が住民主体、住民とともになどという公約のもと選挙戦を戦っています。それは、御船町に対しても同じで、前御船町長も選挙において、町民との共創を公約として挙げていました。しかし、町民の方々の声を聞く限り、町民の皆様の思いが町の施策に十分反映されてきたとは思えません。何か町が決めてしまった後に町民に対して説明をする。説明をするときには既に決まってしまっている、などと感じている町民の方々が多いのではないでしょうか。

藤木町長は、選挙戦で町民の皆様との共働を公約の一つとして挙げられ、当選されました。この共働という公約を実効性のある者とするためにも、町長は町民皆様の意見や要望をどのような仕組みで町の施策立案に反映させるおつもりか、お聞きいたします。

個別詳細の質問に関しては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君）　お答えいたします。

町民の意見や要望を取り入れ、町の政策に反映するために、どのような制度を考えているかということで、先般、私の所信表明でも申し上げましたとおり、町づくり政策プロジェクトにおいて、町内各地で抱えている多種多様な住民ニーズに対し、役場から地域へと足を運び、地域の実情把握に努め、問題の解決や各地域独自の活発な活性化へとつながるよう、きめ細やかな住民サービスの提供に取り組んでいくつもりであります。

その一つの手段として、職員を地域アドバイザーとして配置する仕組みを整えていく方針であります。どの職員をどの地域へどういう形で派遣するかについては、今後７月の機構改革並び人事異動後に具体的に進めたいと考えております。

続きまして、町民の方々とともにまちづくりを進めるために情報公開をどのような形で進めていこうとしているかについてです。情報の公開については、基本的には御船町情報公開条例並び、同施行規程、御船町個人情報保護条例及び同施行規則に基づいて行われるべきだと私は思っております。相手や地域によってその基準が変わることがあってはならないものであることは当然のことと考えております。

また、町民にとって必要となる情報は広報紙や回覧、場合によっては個人的な通知、各課に配置してあるパンフレット、さらにはホームページ等によって、さまざまな方法の媒体でそれぞれ公開していくことをお伝えしております。情報の公表化に係る手段については、これからも研究していく必要があると考えますが、それよりも重要なことは、まず町民の皆様に関心を持っていただくということを感じております。情報の公表化を願っても

関心を持ってもらえなければ、単なる情報の提供だけに終わってしまいます。行政サイドも情報の提供だけで仕事を終わったと安心してしまうことも懸念されます。自分自身や家族の関心事から、自分の住む地域の関心事、さらには自分の住む町の関心事、そういうふうに広がっていくことがこの情報だと思います。これに対して、関心を高めていくこと、こういうことを私はしていかなければいけないと感じております。

そういう努力が我々行政に課せられた課題であり、その努力がなければ私が思う「共に働く共働」にはつながっていきにくいと考えます。議会の皆さんも議会広報紙等、さまざまな機会を通じて情報の公開並びに共有化に御尽力いただきたいと思っております。

今後も、両者が協力していかなければいけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○５番（福永　啓君）　まず初めに現状の問題点、これまでの住民参画です、最初に住民参画の問題点についてお聞きいたします。町民参画の方法につきましては、いろんな方法がとられていますけど、主に２つあると私は認識しております。直接町民の方々から政策提案を受ける方法です。それと町民の方々による協議会や審議会等を設けて町の施策に町民の意見を反映する方法、大まかに分けてこの２つだと思うわけなんです。実は、この制度というのは既に御船町にもあります。ただ、やはり町民の皆様のお声を聞く限り、その制度に則って皆様の御意見、思いが直接施策に組み入れられていないのではないか。いるという実感が少ないのではないかと私は感じております。

町長におかれましては、どのような問題点が、一応制度はあるんです。なぜそれが町民の方々からそういう声が幾つか出てくるのか。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　今、その制度の問題点についてということだったと思うんですけれど、今現在、この御船町におきましては、町民の方々から直接の意見をいただく手段として、まず１つは玄関の提言箱、それからインターネットによる御意見箱等があります。それから、審議会等についても、なかなか少ないということもありましたけれども、確かに附属機関等の数については、それぞれの執行機関において存在をしておりますけれど、これにつきましては、法律の要請によるものもあれば、任意で設置しているものといったものもあります。ただ、そういった中身ではありますけれど、確かに直接住民が参加いただくという機会はある程度限られてしまっているというのも現状であると思います。

しかし、附属機関等につきましては、それぞれの執行機関の一部について協議をいただ

く機関でありまして、それぞれの立場においてある程度その道に精通した方々をメンバーに加わっていただいているというのも現状でありまして、附属機関等の趣旨ですとか、制度そのものが大きな問題を抱えているかとは、そうは言えないとは思っております。

しかしながら、今後どうしていくかという方向について、町長が申しております共働と、共に働くという意味を考えますと、それ以上の住民参画の制度なんなりを考えていく必要性については感じているところです。

○５番（福永　啓君）　私も申し上げましたとおり制度はあるんですよ、ある程度。ただそれが実際に本当に町民の方々がその制度の中できちっと意見の表明ができていない、大きな理由の一つに、さっき目安箱とかありましたよね。言い放しなんですね。それに対して、じゃあきちっと、町側が受け取った意見に関して責任を持って回答するという形、もしくは目安箱に対しても、言ってください、意見を言ってください、そういう、本当に意見募集みたいなところにとどまっております。他町村におきましては、きちっと政策提言書を出してくださいというところも多々ございます。いろんなところがありまして、例えば、長野県飯綱町というところ何ていうのは、まるで政策提言の段階から補助金の申請のようにきちんと文書を書いて、町民の方々がきちっと書いて出すと。そしてそれについてきちっと可否を判断して、返答を出すという形の制度がございます。そういうふうに、きちっと町の判断が見える制度というのを作っていただければなと、私は思っているんです。

あとは、協議会、審議会についてなんですが、この問題点については、私は協議会、審議会というのは、さっきおっしゃったように法定の協議会もありますし任意の協議会、審議会等もございます。しかし、ここで何が話し合われているのか、いつ行われているのか、どのようなことが行われているのか、何のために行われているのか、このようなところが町民の方々に見えていない。実は、国民健康保険のときもございましたよね。国民健康保険でも、これを上げる。私は国民健康保険は上げるなと、前に主張したこともございますけど、実は、そのときもきちっと町民を交えた協議会というのが開かれておりまして、そこでいろんなことが検討されておりまして、そしてここに議会に上がってきているんです。ただ、町民の方々はそこで何を検討して、どのような提案がされて、そして決まっているのか、その過程が見えていない。そこに一番の問題点があるのではないかなと感じております。

同じく、これは情報公開の流れの中で、例えばいろんなほかの町の中で、非常にそのあ

たりが見える仕組みを作っているところは幾つもございます。私たちが研修に行きました根室町でも大分見える形がとられています。それとニセコ町におきましても、きちっとその協議会がどこで行われて、その議事録とか、その募集とか、そういうのもすべて、募集される前にわかるようになっております。そういう形みたいなところがあれば、もっと町民の方々に関心を持っていただく、そして見えることができるかなと思うんですよ。

そのあたりは、そのようなことの検討はしていただけますでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　はい。具体的な制度そのものについては、今福永議員がおっしゃったような意味では、今のところはこれといったものというのはまだありません。ただ、先ほど政策提言とかおっしゃいましたけれど、そのようなことだったら十分に意義があるものというふうには考えております。しかし、単なる要望ですとか、あるいは陳情と、そういった類のものになってしまわないような、そういった仕組みも当然取り入れていかなくてはならないのではないかなとは考えております。

今議員がおっしゃったような先進的あるいは先駆的な取り組みをしている団体があれば、なおかつそれが有効に機能しているような状況が見受けられるようであれば、ぜひそういったものも参考にしていかなければならないのではないかというふうには感じております。

○５番（福永　啓君）　この共同参画ですとか町民の参画ですとか、これはどの自治体、本当にすべての自治体といっても過言ではないと思います。そこが同じ問題を抱えています。ですから、いろんな自治体がいろんな取り組みをやっております。その中でやはり失敗事例もあれば成功事例もございます。小布施町、これは私は成功事例の一つだと思っております。町長が図書館のことについても、選挙中に幾つかおっしゃっておりましたが、ここも図書館を造られています。この図書館を造る過程、これがやっぱり私は小布施町に私たち議員何人かで行ってまいりました。そこでお話をお伺いしました。本当に、目から鱗と申しますか、町民と町が一緒にやるというのはこんなことなんだなというのを教えさせられました。ぜひ、そういう先行事例も日本各地にたくさん転がっていますので、まず、そこ、成功事例を勉強し、そして次は御船、それをまねするだけではなくて、できればそれに御船スタイルというのを入れていただいて、そして御船独自の本当に町民参画のスタイルを作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　私も民間からこの場に立っているんですけれども、民間に入るときに

こういった協議会、審議会等たくさん出てきました。その中で、私はやっぱりこのままではいけないというところがあって、まちづくり政策プロジェクトというのを始めたいと思いました。というのも、協議会で、同じ内容の協議会があるのが、課、課で縦割りなんです。教育委員会でもある、企画でもある。そして建設でもある。そういった協議会が、参加行くんですけれども、内容はほぼ同じような流れであったということが協議会においてたくさんありました。やはりそういったときも、現場に来て初めて協議事項がわかってその中でお話をしていくという部分と、やはりそこに来られて、それが内容が次どうされているかということがわからないまま、次の会議に出ていくというようなことをやっぱり私も何だろうと思っていました。その中で、政策プロジェクトといって、行政縦割りの協議会等を、やはり横割りにもしなければいけないかなと思っています。

その中で、今言われたように協議会、審議会においていつ、どこで、誰が、何をするというものが、やっぱり明確に行われるということと、必ずやはり結果というのがついてきます。そういった結果、こういったものが町民に見えるように、この中に盛り込んでいかなければいけないかと思っています。そういった制度は今から考えていかなければいけませんけれども、制度でなくて、できることから私は始めていきたいなと思っております。やはり町民に見えていかないと、なかなか町民が一緒に作り上げた共働作業というのは出てきません。やはり町民に見える形をこの先考えていきたいと思っています。

○５番（福永　啓君）　将来的には、これは制度はすぐ、明日、明後日できるものではございません。今ある制度の中で、現状はやっていかなければならないと思います。ただ、今ある制度の中でも、ぜひその見えるかです。町民の方々に見える、そして町民の方々にきちっと結果がわかることを目指していただきたい。

例えば、陳情という制度があるんですが、議会は陳情を受けました。そしたら、それに対してきちっと審議をして、答えを出して、陳情者に対して回答をいたします。ところが町の場合は、その制度はないんです。陳情していいんですよ。誰でも陳情していい。だけど、「陳情を受けました。はい、おしまい」「申し出を受けました。はい、おしまい」という、制度がありませんもので、なっております。ですので、それは全く、さっき言った目安箱ですとか意見募集とかと同じなんです。今でもそういうものがあります。それを現状の制度もきちっとそういうふうに町民の方々に対して、意見を受けた場合は、「じゃあ、これはこうだから」と返すように進めていただきたい。これは今すぐにでもできることです

ので、ぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、この共働についてお伺いいたします。まず、物を造るときです。例えば図書館でもいいです、公園でもいいです、道路でもいいです。今までは町民から要望を受けて、そして町で土地を探したりなんかして造る場合、もしくは町が造ったあとに、町民にどうぞとする場合がございました。可能性としてなんですが、例えば、どこどこに公園を造ってくださいという話があったときに、じゃあ、その公園の用地交渉及びどのような形を造るか。どのような、言ってしまえば工事までです。そのようなことを、地域団体の方々が主体になってやっていただき、町はそれに対してサポートをすると、そういうのは現在の制度としては可能でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　今のお話は公共施設についてのお話だったとは思いますけれど、いろんな公共施設がありますけれど、ただ、道路につきましては道路法、河川等の公共物につきましては河川法､それから公園等につきましては公園法などがあろうかと思います。その中で、住民の方々の意見がどの程度反映をさせられるかというのは、当然法の縛りとか規制がありますもので、何もかにもができていくということでは、十分御理解をいただいているところだと思っております。

ですから、もう決まった部分ではなくて、そのほかの参考意見として取り入れられるようなところ、それに付随するようなところ、そういったものについてはお話を聞くということは十分可能だとは思っております。

○５番（福永　啓君）　そういう法の規格がございます、道路だったらこれを何メートル造らにゃいかんとか、それも今町で決めているところもあるんですけど、そういうものも実は若干含めての話なんですけど、例えばじゃ、公園を造るとしましょう。そのときに、土地の用地交渉とか、そういうところから町民の方にやっていただけるとか、道路だったら道路の町道です、一般用の道路は、町道でない公衆道路は、これは道路の規格には関係ないから、ある程度やっても構わないと思うんですが、町道に関するもの、これは規格が決まっています。町道に関するものに関しましても、町民の方々が材料支給もしくは主体となってそこを舗装とか何か、もちろんやるのは業者です、やるのは業者なんですが、やる主体が区であったり、行政区であったり、そこの水利組合とか、そういう個人ではなくてその地域を代表する方々であったり、ということは可能でしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

ただ今の質問ですけども、当然里道、それから公衆用道路、そういったものについては、その地域の利用者で受益を受けられる町民、住民の方たちが管理というか、そういった対応をされている状況です。

現状としては、町道においては町が管理主体ということで、町が直接管理をしておる状況です。そういう中において、そういう町道等において、地域の方たちがそれを管理するという考え方だと思うんですけれども、そのことについては、やはり道路法上の管理主体である町が管理すべきと考えています。

○５番（福永　啓君）　これはまた他町村の例なんですが、他町村の例におきましては、もちろん材料支給、御船町でもやっていらっしゃいますね、材料支給。それを、町道においても材料支給をやっていらっしゃいます。それもきちっと、区の方から申請書を書いてもらって、ここを工事しますよと計画書を立てて、材料支給やってもらっています。びっくりしたのは、その材料支給の中にコンクリート、それは当たり前です。枠材とか、それに使うもの、当たり前です。ところが、設計、土地の買収費用、これも他町村ではその材料支給の中に入っていたりするところがあったんです。結局、もちろんできないところはできません。しかし、町民の方たちができるところというのは、そういう材料支給の方法があったんだなと思って、私もびっくりいたしました。それは他町村の条例の中に書いてあったんです。

今いろんな、今まで御船町がやってきた材料支給の方法があると思います。ただこれから、例えば公園を造るとか道を造るとなったときに、本当に言われて造るのではなくて、言われたときに、じゃあどんな物を造りましょうかというところを住民の方々と一緒に話し合って、施工設計方法から話し合っていただくと。今現在御船町にはそういう条例がありませんから、さっき言ったみたいに土地の買収とか設計まで材料支給でやることは難しいと思います。しかし、他町村にはもう既にそういう先行事例がございますので、もう今までの枠のとらわれることなく、町民の方々と一緒に作るときに作っていただきたいと、そういうことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　私が地域におりていって話をした中でも、いろんなことは地域で言われていました。その中で、私としたらお伺い行政という形を今後とっていきたいと思ったところも、そこに一つあります。やはり地域の方が地域のことを一番知っている。地域のあり方もわかっている。やっぱりそういったことをお伺い行政によって少しでも町に吸い

上げる。そこまで今、福永議員が言われたような制度までたどり着くかというのはまだわかりませんけれども、でき得る限りそういった地域の方の話を聞いた上で、そういった考えを私は考えていきたいと思っております。

○５番（福永　啓君）　その際にぜひ考えていただきたいのは、町が聞きましたよという態度ではなくて、地域の人から、町から聞いてもらったという実感を持っていただけるような対応をぜひお願いしたい。今もだから、最初から言いましたように制度は一応あったんですよ。一応「聞きましたよ、聞きましたよ」になっていたんですね。ただやはりそれがきちっと町民の方々から、「町から聞いてもらった、私たちの意見がこう入った」という実感が今まであまりなかったように私は感じているんです。ですから今後、藤木町長におかれましては、そういう行政の枠とかにとらわれず、一番の利点は民間出身であると私は思っていますから、今までの枠にとらわれず、町民の方々の意見をきちっと反映するような制度を確立していただきたいと思います。

続きまして、情報公開についてお伺いいたします。まず、情報公開なんですが、やっぱりまちづくりのこれは基本だと思います。やはり、さっき町民の方々が、地域の方々が自ら考え、自ら行動するためには、町民の方々に十分な説明がなされ、情報が提供されなければ基本的にできない話だと思うんです。これは情報公開と共有化を進めていかなければならないというのは、もう町長もさっきおっしゃったとおりの姿勢だと思います。今後、それについて、さっきざっとふれていただきましたが、条例はあるんです。ただ、その条例の運用が今まで若干恣意的にされてきたところが実際にあったように私は感じております。公開された情報が黒塗りでありましたりとか、その黒塗りのところが広域連合の情報公開に係る委員会では、それが全部これは条例違反ですよ。ちゃんと公開してくださいよとなっていた部分が、これは何回もあったんですね。さっき町長もおっしゃいました。人によったり場所によったりして変わっちゃ困るんです、情報公開というのは。今町長はそういうことはしないとおっしゃっていますが、これは誰が町長になろうとも、どういう立場に置かれようとも、きちっと同じような対応ができるような制度設計が必要だと思います。これについて、情報公開の、具体的にどのような制度設計とか、そういう案がございましたらお聞かせ願えますか。

○総務課長（吉本敏治君）　具体的な情報公開の制度についてということですかね。

今、先ほども町長が申しましたように、公開条例と保護条例、それからそれぞれの規則

に基づいてもちろんやっていますけれど､それ以外のという意味でしょうか｡それ以外で、何かの。今の現行の中では条例規則、それぞれの公開と保護とに伴ってやっていくということで、今それを膨らませてですとか、あるいはそれ以外にですとか、そういったものについては、特段考えていることはございません。

○５番（福永　啓君）　情報公開についてなんですが、これも町民参画と同じようにいろんな町がいろんな課題を抱えていろんな条例がございます。その中で、やはり私は先進事例だと思いますのは、北海道のニセコ町です。ここは大変先進事例、なぜかといいますと、やはりまず、ニセコ町の情報公開条例を見ていただきたいんですが、御船町とあまり変わらないんですよ。まあ、ほぼ一緒ぐらいの感じです。

ところがその下にある運用の手引きというもので、きちっとすべての情報について、出すもの出さないものというのが定めてございます。そうすると、あまり判断の余地がなくなってくるんです。これは書類を制作するときから、これは出せる出せないというのは決まってきちゃいますので、それをもとにして、ニセコ町におきましては、ファイリングシステムが、もう全く、この課の情報ではなくて、この種類の情報というのを分けまして、きちっとファイリングされております。そうしますと、非常に片付くんですよ、その場所が。課の人たちが、担当の人たちが情報を持っているのではなくて、まず最初に職員が、「ああ、これはどこだったかな」と思ったら、それはあそこというところで、取りにいけると。

そして、情報公開も同じです。それは何だった、これはこうなんだ、ああ、あれはもうと、最初から決まっていますから､「ああ、これは公開できる、できない」というのがわかっているんです｡そうしたら､すぐそれが違うところに行って出して見せることができる。

そのように、非常に先進的なシステムが取り入れられております。これはよその市町村でも、北海道までわざわざ見にいかなくても、実はこういう先進的なシステムですから、日本各地で実は幾つかまねしているところがあるんです。多分九州管内は調べてないんですが、あるかとは思います。ぜひそのように、先進事例を勉強していただいて、これも明日明後日の話ではありません。本当に１年後とか半年後です、そういう、今最先端のシステムにまたプラスしていただいて、御船の今度情報公開と市町村とかで検索すると、今ニセコ町がボンボンボンと出てくるんです、上のほうには。ところが、それが御船が上にボンと出てくるように､ぜひ御船スタイルの情報公開を立ち上げていただきたいと思います。

情報公開と町民参画をすることによって、これは町民の方々が満足をする、町民の方々が町政に興味を持ってもらうだけではなくて、私はあと１つ効果があると思っているんです。財政的効果があると私は思っています。財政的効果についてなんですが、例えば、こういうことは可能でしょうか。さっき、公園を造ると言いましたよね。その協議するときに、その公園の、最初造る段階から、造ろうという段階から、町民の方々に、じゃあ管理運営は委託しますとか、どうしますと、だから造りましょうと、そのような方法にして、公園なり公共施設なりを造ることは、法的に可能でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　まずは、当然その公園なり何なり、特定の公共施設が、まずは総合計画に照らし合わせてどうかという判断が一つあろうかと思います。その次に、その公共施設を造ろうとした場合に、当然予算が必要になります。予算の段階で、どういった公園にしたい、あるいは管理運営主体をどのようにしたいということを含めて、町民を入れて話を聞いたり、あるいは意見を聞いて、どういった方向にしていきたいということは、十分可能だと考えております。

○５番（福永　啓君）　これは、公園とかに限らないんです。すべての公共施設のことについて、私は一般論を申し上げているんですが、その施策立案の段階から、そこの、または地域に根ざすものであれば、その地域の方々が管理者となれるという、管理者として指定できる、そういうことも私は可能ではないかと思っているんです。実は、その後に、これはお金を出す、出さないにしても、例えばこの公園を造りましたとなりますでしょう。そしたら、その指定管理を出すときに入札をしなきゃいけないとか何しなきゃいけないとか、そういうのもございますよね。ただ、法律を読んでいますと、どうもその手前でも、造るときに、じゃこれは、最初から住民の方々に管理をしてもらいましょうとか、管理をしてもらうなら造りましょうというのも、ちょっとありかなと思うんですが。それも可能ではないかなとは、まだ確信できてないんですが、と今思っているんですが、いかがでしょうか、それは可能でしょうかね。

○総務課長（吉本敏治君）　今のお話は、指定管理者制度も含めた話だったかとは思うんですが。入ってないんですか。基本的に、個人に対しての委託というのはちょっと若干難しいと思います。相手が法人、そういった組織であれば、より可能性はあるとは考えます。

○５番（福永　啓君）　それを、例えば私が先ほどから申し上げました小布施町の図書館づくり、そのときもこれは町民の方々が、どこに委託するのかとか、誰に委託するのかという

ところを決められているんです。私が言っている形とちょっと違うんですけれども、そのように自分たちで管理者、自分たちでこうしたいということを作ってそれを町がサポートするという、公共施設の設計方法にすると、一番いいのは、そこに対してお金が、維持管理費に、私たちが造ったとなりますから、自らが積極的に運営管理、維持管理にかかわっていて、そして維持管理経費が下がってくるという二次効果が私は生まれると思っております。ぜひ、今回町民の方々とともに造り上げるということは、まず町民の方々の意見がちゃんと形になって、町政に反映されるということが１点、それプラス、それに伴った情報公開です。町民のちゃんと知る権利が保証されるというのが１点なんですが、あと、財政面にも大変貢献する点が１点あると思います。

そのように、メリット面が大変大きいと思うんです。本当の意味で町民参画をする行政をすれば。これはぜひ制度をして進めていただきたいと思います。

最後に１点、そのときに決める基準というものが若干必要になってくるのではないかなと私は思っています。いろんな町民から要望が今出てまいりました。そういうのを誰が主体となって判断し、どのような人たちが判断していくのか。今現在は、町民から例えば要望が出てきました。それは誰が主体となって判断していますでしょうか。今現在をまずお話を聞かせてください。

○総務課長（吉本敏治君）　今の御質問の内容について、１点確認をさせていただきますと、その吸い上げられた情報なり何なりを、誰が判断して決めるのかという趣旨でしょうか。そういう意味でよろしいんですかね。［「はい」と呼ぶ者あり］

例えば、要望等については、これは各課でまず予算編成の前の段階で、いろんなところからの要望等が出てきていると思います。それと、毎年係っている経常的な経費です。これだけはどうしても使わなくてはならない、もちろん光熱水費等も含めたところでです。それ以外の、あるいは法定受託事務でやりなさいと言われている部分と、それとあと自治事務です。本来、町が考えてやっていいですよという部分です。そういったところにそういった要望を生かしやすいところだとは思っておりますけれど、それを最終的には予算化をしなければなりませんので、そういった要望等については、各課でいろいろ取りまとめを行って、そして財政当局とのヒアリングを行って、そして予算化していくと。その中で、町長が最終的な判断をしていくと、そういう流れになっていると思っております。

○５番（福永　啓君）　まず課に上がるわけですね。課に上がって課長たちがいろいろ話をし

ます。その経路、それを予算化させる、もしそれがいいか悪いか判断する経路です。今おっしゃったことが、ある町民の方々から、こういうのをしたらどうですか、どうしたらどうですかといったときに、それが判断される経路だと思うんです。今、何かどうも町長のお話をお聞きしますと、そこのところに町民政策プロジェクトみたいなのを、どこかで判断する経路の中で入れていきたいという御意見があるようです。そこの、町民政策プロジェクトが今までの審議会のように、そこを通過したからオーケーですよという形ではなくて、決定権とか、ある程度予算編成権とか、そういうのを一応将来的には持たせようという感じになっているんでしょうか。町民政策プロジェクトについて、あまりよく今見えませんでしたもので。

○町長（藤木正幸君）　町民政策プロジェクト、まちづくり政策プロジェクトという形で行っていきたいと思いますけれども。プロジェクトという言葉を使うということは、やはり結果が求められるということです。必ず結果を出すために何をしなければいけないか。何をしたいから何をするんじゃなくて､結果を出すためのプロジェクトということになります。

そういった上で、今言われたようなことをまずプロジェクトで住民の方と練り上げる。練り上がったものとをまた執行部、そして議会に諮っていくという形になります。

制度につきましては、また機構改革がありますので、そういったもので考えていきたいと思っています。

○５番（福永　啓君）　さっき言った町民の要望を受け入れる制度を変える方法と、現状の制度で運用を変えていく方法、この２種類があると思います。今現在はその運用を変えていく方法しかないと思うんです。でも将来的には、その経路自体を変えていく、そして、決定する主体も、その町民政策プロジェクトでしたか、そういう町長とか町民の方々とか、そういうふうに変えていくという改革まで私は必要じゃないかなと感じております。そうすることによって、これは非常に難しいんですよ。いろんな人がいろんなことを言いなはるとです。これは私も小布施町で非常にいいまちづくりが私はできていたと思います、コンセンサスがとれて。「１万2,000人も町民がいらっしゃる方々で、どうやったらこんなコンセンサスがとれるんですか」と。「いろんなことを言いなはる人のおんなはるでしょう」と言ったときに、やっぱりおっしゃったのは、「最初は３人だったんです。最初は５人だったんです。その方々がやって、町の補助金とかではなかったんです。それで、実際に結果が出てくれば、それがどんどん広がっていって、そしてそれが町のコンセンサスとなりま

した」とおっしゃいました。

今から、町長におかれましては、いろんな意見がいろいろ入ってくると思います。そういうふうに、町のために本当にいいことだったらどんどんやっていただいて、そしてそれが結果につながっていけば、それが逆にコンセンサスにつながっていくと思いますので、今は現状の制度の中で、将来的には、ぜひそういうくみ入れる制度及び町民に知らせる制度、それの制度設計の根本から考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君）　私としては、今は今言われたように、制度の中で最大限度のことをしていく。しかし、この先その中でいろんなことが出てくると思います。ましてや制度を変えなければいけないことも出てくると思います。そういったときは、それに応じて、私は前向きに考えていきたいなと思います。

その中でも、町民との手をつなぐ場所にいなければいけないと、私は訴えてきました。その中には情報公開というのもあります。そういったことの中で、やはり皆さんが一番目にする情報公開といったら広報紙、広報みふね、そういったものであると思いますし、議会が出される広報紙、そういったものを一番皆さんが見られている。そういったところにこういった私たちが思うこと、そして今まであったこと、それから今後しようとしていること、こういったものをページ数を増やしてでも皆さん方に公開していくべきだろうと思っております。

これから先、１年、２年でできることではありません。しかし、一つ一つ階段を上っていきたいと思っています。

○５番（福永　啓君）　今から一歩を踏み出されて、これからはぜひ誰が言ったから決まるのではなくて、その内容をきちっと町民の方々と一緒に話し合われて、町民の方々が変わったなと、私たちの意見が入るようになったなというのが実感をもって感じられるような町政を目指して、邁進していただきたいと思います。

私の一般質問は、これで終わります。